

青森地方裁判所委員会及び青森家庭裁判所委員会（第27回）議事概要

1 日時 平成29年7月6日（木）午後1時30分

2 場所 青森地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者（敬称略）

(1) 委員（（地）は地方裁判所委員，（家）は家庭裁判所委員，（地家）は地方裁判所委員兼家庭裁判所委員を示す。50音順，敬称略）

飯畑勝之（地），太田宜邦（地），大矢奈美（家），葛西 聡（地），金井一晃（地家），草野真人（地家），佐藤慎也（地家），竹中 孝（家），田中幸大（家），成田 高（地），西舘康司（地），沼田桃子（家），宮田和歌子（家），森 清（地），山谷文子（家），若山恵佐雄（地家）

(2) 説明者

古玉正紀刑事部総括判事，木口麻衣刑事部裁判官，浅井康地裁事務局長，小澤久美子家裁事務局長，海藤徹刑事首席書記官，堤隆介首席家裁調査官，藤原光浩家裁首席書記官，土橋正一刑事次席書記官，古舘明己次席家裁調査官，秋元学地裁事務局次長，後藤直基家裁事務局次長

4 議事

(1) 開会

(2) 草野委員長挨拶

(3) 新委員の紹介（敬称略）

飯畑勝之，佐藤慎也，西舘康司，森 清

(4) 職務代理者の指名

地方裁判所委員会規則第6条第3項で定める地方裁判所委員会委員長の職務代理者に飯畑勝之地裁委員を指名

(5) 協議テーマ

ア 裁判員等に選任された方への配慮

イ 少年事件における補導委託について

(6) 意見交換の要旨 (◎委員長, ○委員, □説明者)

ア 裁判員等に選任された方への配慮

意見交換に先立ち、裁判員裁判で使用する評議室及び第1号法廷を案内し、委員に御覧いただいた上、裁判員等の不安や負担感に配慮しつつ、積極的に審理に御参加いただけるように行っている裁判所の取組を紹介した。

○ 選任手続期日当日に、職場などに「裁判員に選任された」ことを連絡するために休憩をとるということであったが、スケジュールについてはどのような説明をしているのか。

□ 選任後の審理や評議の日にち（スケジュール）については、候補者の皆さんに対して送付する「選任手続期日のお知らせ」などの送付書類で事前に伝えているが、中には、上記お知らせに書かれていた日にちのうち、都合の良いいずれかの日に出席すればよいと受け止められているような方もいるので、選任手続期日の際に、そのような誤解のないように再度説明を加えている。

また、選任された裁判員及び補充裁判員の方々には、今後の審理や評議の日の終了時刻についても伝えているが、裁判は流動的なものであるため、予定よりも時間が延びたり、短くなったりすることがある点についても説明している。裁判の日にちが予定よりも延びることは、基本的にはないということを伝えた上で、もし、どうしても予定していた日程よりも延びるような場合に、新たな日程では都合が悪いというときには遠慮なく話してほしいと伝えている。評議については、時間が足りなくならないように、余裕を見て計画しているため、場合によっては3日間予定していた評議が2日で終わってしまうこともあるかもしれないので、流動的なものであるという点については職場にも説明しておいていただきたいことも最初（選任手続期日の際）に話している。

◎ 裁判員の不安感や負担感については、死刑や無期懲役という刑をこれまで職業裁判官が判断していたことを担ってもらいものであり、嫌だと思われるような話や嫌だと思われるような写真を見聞きしていただかなければならないことがある。それらの負担に配慮した裁判所の取組についてどう思うか。

○ 以前、裁判員の話が出た際に、私の周囲の人々に「もし、裁判員に選ばれたらどう思うか。」というようなことを聞いてみたら、「メンタル面で不安があるので、できればやりたくない。」という意見が多かった。一般的に、何か気になることや不安なことがあった場合には、人に話すことで心が軽くなってストレスを解消することができる場合が多いと思うが、守秘義務があるために人には話すことができないという点でも不安を感じているという意見が多かった。裁判所では、裁判員及び補充裁判員に選任された国民のために、メンタルヘルス・サポート窓口を設けたり、裁判官に直接不安な点について話すことができたり、毎朝、裁判所に登庁した裁判員及び補充裁判員の様子について職員が気配りしたりしているということを知り、素晴らしい取組だと感じた。

ところで、実際に審理が進んでいくうちに、「これ以上はもう耐えられない。」というような裁判員及び補充裁判員がいたら、どのように対応しているのか。

□ そのような方がいた場合には、審理中であっても、その時点で中断し、その後の審理はしばらく休廷し、その裁判員又は補充裁判員と話したり、様子を伺ったりしている。その裁判員又は補充裁判員が、「ちょっと休めば大丈夫です。」と言っても、無理はさせず、その日に審理を再開するか否かについては慎重に判断することになるが、実際には、その日の再開は避けることになると思われる。裁判所としては、その裁判員又は補充裁判員が、「構わないから、裁判員を続けたい。」と言ったとしても、医師に

診てもらって、医師から問題ないという診断が出ない限りは、その後に医師の治療を要するようになるなど、万が一のことがあってはいけないので、場合によっては、今後の審理への参加は難しいと判断し、解任することもあると思われる。

◎ 報道に携わる委員から意見等はあるか。

○ 裁判員等選任手続期日については、今日、改めて流れを伺い、ここまでしっかりとケアされているのだと感じた。

裁判員及び補充裁判員に選任されたことを会社に伝えるときに、自分だと信用されないかもしれないからなどという理由で、裁判所から会社に説明してほしいと言われることはあるのか。

□ 選任手続期日に来られた裁判員等候補者の方で、希望される方には、同期日の終了時に、同期日に間違いなく裁判所に来られたという証明書をお渡ししている。また、裁判員及び補充裁判員の方には、当該裁判手続の最終日（判決の日）に、選任手続期日から最終日までの全日に出席されたという証明書を、希望の有無にかかわらず全員にお渡ししている。

なお、裁判員及び補充裁判員の方で、最終日に全日の証明書をもたらうのではなく、1日の日程が終わる都度、その日の証明書が欲しいという方には、最終日にお渡しする全日の証明書に加えて、必要に応じた証明書をお渡しできる旨、説明している。

○ 裁判員及び補充裁判員に対して、守秘義務についてはどのように説明しているのか、具体的に教えてほしい。

□ 守秘義務については、裁判員及び補充裁判員の方々も関心が高いところなので、随時、説明している。具体的には、評議室の中で話されたことについては守秘義務があるが、公開された審理手続の中での話は守秘義務がないという説明をしている。ただし、被害者の氏名などについて秘匿情報が含まれている場合もあるため、そのような点に関する守秘義務について

は、慎重に説明している。

裁判員及び補充裁判員に選任された当初は、守秘義務について重く受け止めすぎて、職場や家族に「選任された」ということでさえ言っていないと誤解されている方もいるので、守秘義務というのはそういう趣旨ではないことを説明しているし、むしろ、周囲の方々も、今後裁判員又は補充裁判員に選任される可能性があるのも、そのような方々のためにも、実際に裁判員及び補充裁判員になった皆さんの生の声を積極的に話してほしいとお願いしている。

イ 少年事件における補導委託について

意見交換に先立ち、補導委託制度の内容と実情を説明した。

- ◎ 補導委託の説明を聞いて、どのように感じたか。
- 補導委託の制度は知らなかった。最近では、子の養育里親の確保も難しくなっているようなので、低年齢の非行少年を預かってもよいと言う奇特な人がいることに驚いた。ただ、正直、裁判所からもらった冊子を見ると、受託者の負担が大きく、続けていける制度なのかと思う。
- 補導委託という言葉自体知らなかったもので、そういった処遇があることを今回初めて知った。ただ、補導委託の割合は、全体の中で1パーセントにも満たないようだが、短期補導委託の数も減っているのか。
- 少年事件の数が減っているのに合わせて、短期補導委託の数も減っている。
- 受入先は、事業所とか会社などがあってもよいとの考えか。
- 事業所として受け入れているところもあるが、個人として受け入れているところもある。個人であれば、少年に家庭的な雰囲気を経験させることができる例もある。事業所であれば、寮の中で生活することになるので、年長少年が自然と多くなる。
- 新しい委託先の開拓ということであれば商工会などの事務局辺りに相談

してみたらよいのではないか。

- ◎ 弁護士の方の御意見はいかがか。
- 保護観察相当と思われる少年でも、あえて、補導委託にすることも考えていいのではないかと個人的には考えていた。少年には、貴重な経験を積ませることができ、長い人生の中では非常にいい経験になると思われる。また、力のある少年を補導委託することで、補導委託先でも「これなら我々でも対応することができる。」という自信を持つことができるだろうし、こうした実感を持たせることで受入先が広がって行くと思われる。まずは経験してもらうことが大切なのではないか。
- 短期補導委託を实际経験した者としての意見であるが、「家庭少年友の会」では、最大2人のメンバーが少年に付いて施設等に行く。私の経験では、老人ホームと一緒にいき、二日間、少年と風呂掃除などを一緒に行った。家裁調査官では見ることができない少年の様々な面、家庭などの雰囲気をつぶさに見たり、感じたりすることができ、有意義だった。関与していた少年は、軽い雰囲気の子だったけど、言われた以上の仕事を丁寧に行っており、周囲からとても感謝されていた。また、若い少年は老人たちから人気で、引っ張りだこになっていた。普段叱られてばかりいる少年にとっては、感謝され、歓迎される体験は貴重だと思う。少年は表情には出さないが、とても嬉しかったのではないかと。少年にとって有意義な短期補導委託の数が増えると良いと思う。
- ◎ 他の御助言はないか。
- 確認させていただきたいのだが、義務教育を受けている少年もいると思うが、補導委託は就労が前提なのか。
- ◎ 必ずしもそうではない。個人のところで家事手伝いをしながら、という場合もある。家庭から仕事に通うこともあり得る。
- 補導委託を利用する事案が減っているなら、補導委託には該当しないが

成功体験を味わってもらうような機会を作っていく必要があるのではないか。事業所にお問い合わせすると、義務教育の少年をお願いしにくいとも思う。また、ニーズがあるところで体験させた方が、有意義なのではないか。

- ◎ 検察官の方は、他に知恵はないか。
- 参考になった。補導委託が有効かどうかについては分からないが、劇的に変わる少年もいるということなので、適さない少年もいると思うが、こうした制度がある以上は使っていく方がよいのではないか。
- ◎ 他に御意見等はあるか。
- 必要ということを伝えれば、委託先は探せば見つかるのではないか。
- このような制度について初めて知り、勉強になった。容易にはできないことだと思う。続いていくとよいのではないかと思う。
- 中間処分として行われているが、終局処分として活用する手法もあるのかと思った。
- ◎ 補導委託は、どうしても少年院に送るのには躊躇する少年に適していると考えていたので、柔軟な意見を聞かせてもらい考えさせられた。
- 裁判所としては、「体験させる」ということをより広く考えて取り組んでいかなければいけないと思った。
- 補導委託に関して、裁判所には凝り固まった意識があったかもしれない。裁判所としてはもう少し柔軟に考えていきたい。

(6) 次回開催期日及びテーマ

平成30年2月8日（木）午後1時30分から午後3時30分まで
テーマは、追ってお知らせする。

(7) 閉会